

夕張市

一般廃棄物処理 基本計画

適正処理と資源循環で支える
夕張の持続可能なまちづくり

概要版



令和7年3月 夕張市

夕張市の皆さまへ

1 夕張市一般廃棄物処理基本計画について



本市では、平成22年に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の適正処理や資源循環に取り組んできましたが、この計画は令和6年度末に終了します。

そこで、近年のごみ処理や資源循環に関する社会情勢や本市の現状と将来を見据え、新たに「夕張市一般廃棄物処理基本計画」を策定しま

した。この計画は、今後の本市における一般廃棄物処理の基本方針を明確にしたもので、本計画に沿って、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を目指します。

計画策定にあたっては、社会情勢が廃棄物に与える影響やごみの発生量の見込み、本市の地域特性を考慮し、具体的な対策を検討しました。

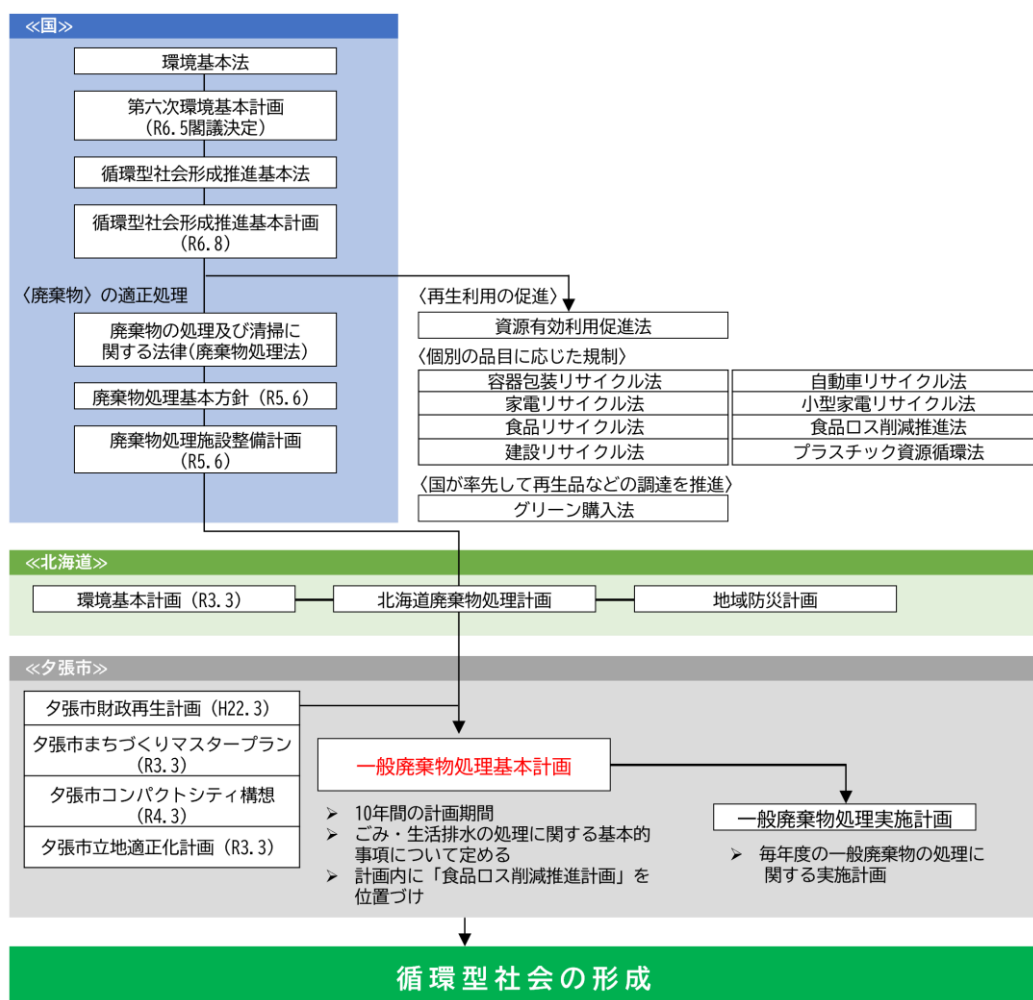
2 夕張市の新しいごみ処理計画について

新たに策定した「夕張市一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法第6条第1項に基づくもので、夕張市の廃棄物行政の指針となり、一般廃棄物処理に関する最上位の計画です。

計画策定にあたっては、国や都道府県の計画も踏まえ、関連計画との整合性を図りながら、本市における具体的な目標や施策を示しています。

本計画の位置づけは下図のとおりです。

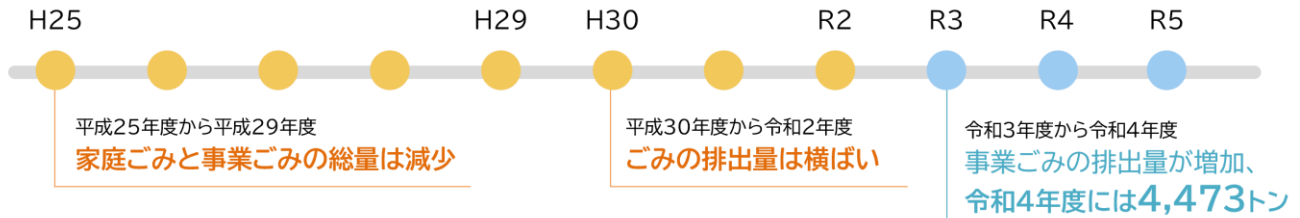
本計画の計画期間は令和7年度からの15年間とし、計画目標年次は令和21年度としています。また、令和11年度と令和16年度に見直しを検討する予定です。これは、社会状況等の変化に合わせて、必要に応じて見直しを行うためです。この計画を通じて、本市のごみ処理や資源循環の取り組みをさらに推進し、持続可能な社会の実現を目指します。



3 タ張市の現状と課題

ごみ量の推移

過去10年間のごみ排出量は、平成25年度から平成29年度までは減少、その後は横ばいとなっている。令和3年度からは事業ごみの集計方法変更に伴いのごみ量が増加しています。



【ごみ量の増加要因】

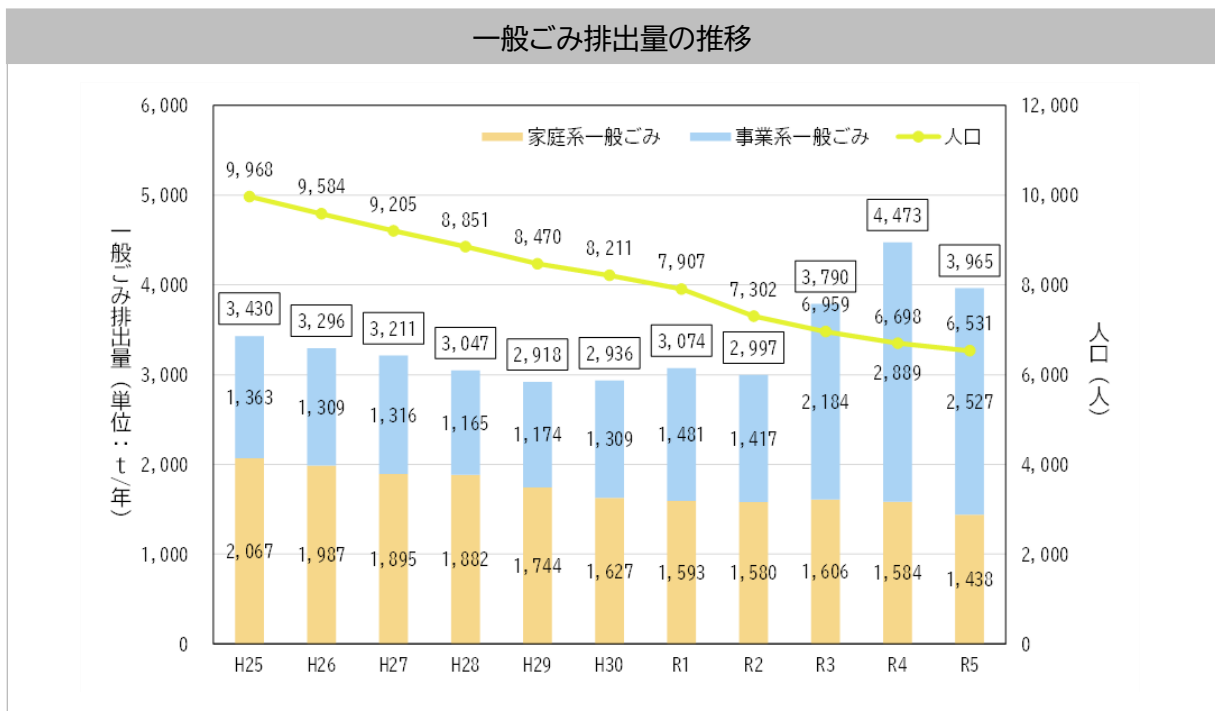
本市が進める都市構造の再編や地区内集約の推進に伴い、家庭から発生する解体ごみや引越しごみが搬入され、事業ごみとして集計されています。

許可業者や事業者自身が搬入するごみの量は減少している一方で、家庭から直接搬入さ

れるごみの量が増加しています。そのため、事業系ごみの増加は家庭からの自己搬入が原因と考えられます。

今後もまちの集約化が進むにつれて、引越しごみなどが継続的に発生することが予想されます。

一般ごみ排出量の推移



ごみ組成の特徴 | 家庭系

令和6年12月と令和7年1月の調査結果に基づく、本市の一般ごみの組成は以下の通りです。

食品ロス(生ごみ)

全体の約4～5割が生ごみと食品ロス

市民一人ひとりの意識と協力で削減が可能。

資源物の混入

全体の約15%が資源物

分別で資源回収量増加と埋立処分地延命化が期待できる。

資源にならないプラスチック

全体の6～9%が製品プラスチック

将来的な資源化の可能性など、検討が必要。

ごみ組成の特徴 | 事業系

食品ロス (手つかずの生ごみ)

全体の約2～5割
特にコンビニの売れ残りや特産品の農産物が多い

紙おむつ類

全体のは5～15%
介護施設から多く排出。家庭ごみより高い割合

プラスチックの混入

全体の1～2割
資源にならないプラスチック製品や容器包装を含む

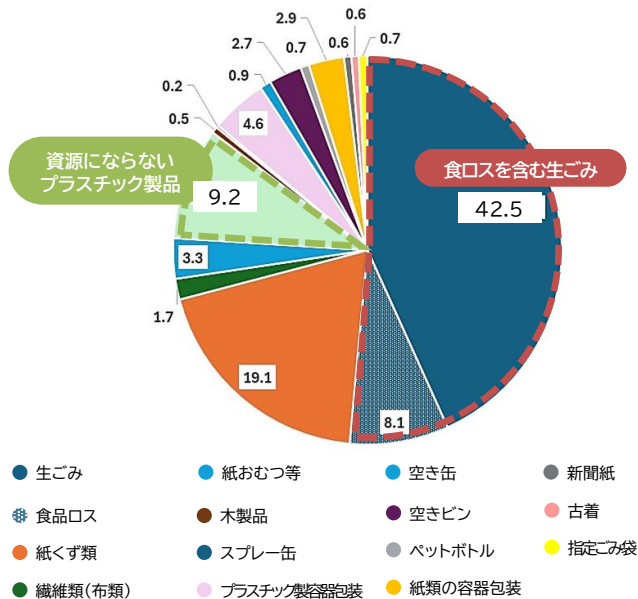
今後は、市民・事業者に対する資源分別の指導を強化する必要があります。

市民・事業者への啓発と指導を通じて更なるごみの削減と資源循環を目指します。

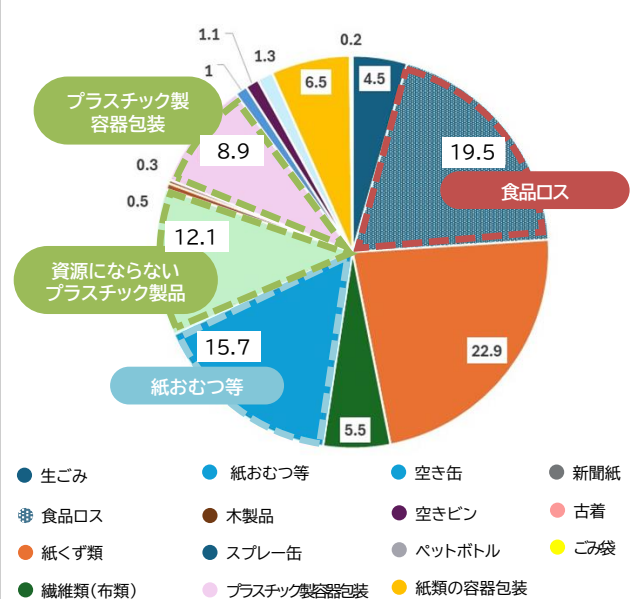
✓ 食品ロスとは？

本来食べられるのに、捨てられてしまう食品のこと
食べ残しや賞味期限切れ、調理の際の過剰な除去など

家庭系一般ごみの組成



事業系一般ごみの組成

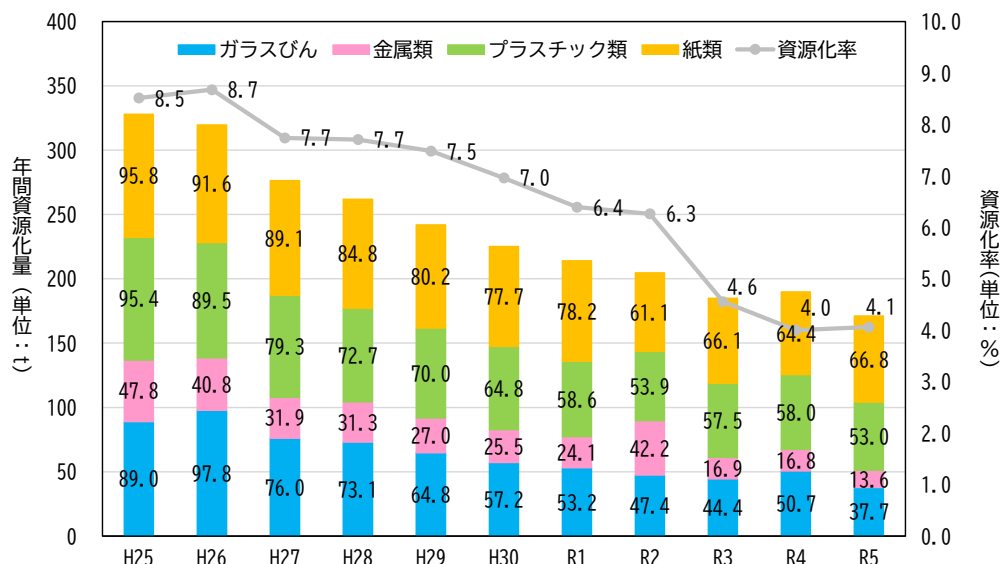


資源ごみの資源化の推移

本市では、ガラスびん、金属類（缶類）、プラスチック類、紙類の4種類を資源ごみとして回収し、民間事業者にて処理を委託しています。人口減少に伴い、年間のごみ排出量が減少しており、それに比例して資源ごみの資源化量も減少傾向にあります。

資源化率は平成25年度には8.5%でしたが、その後減少が続き、令和3年度以降は4%台で推移しています。なお、令和3年度以降はごみ量の集計方法が変更された影響も考えられます。

各種資源ごみの資源化量、資源化率の推移

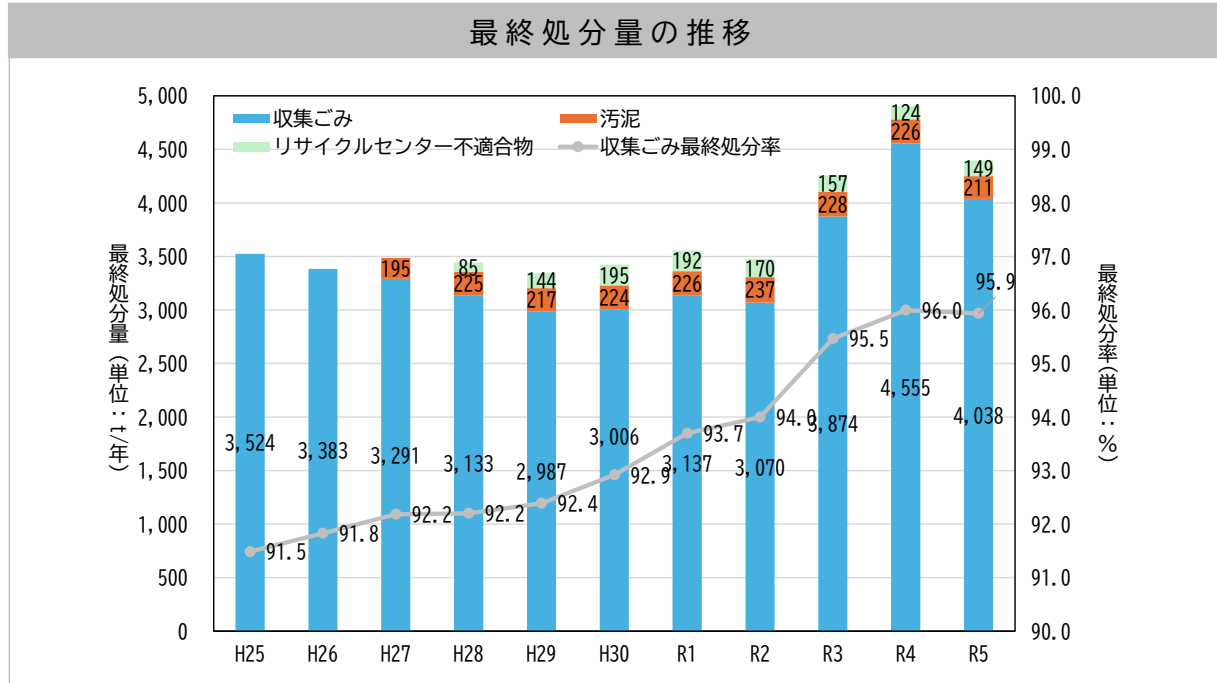


最終処分の実績

本市では、収集した一般ごみ、汚泥再生処理センターの汚泥、リサイクルセンターから出た不適合物を埋立処分しています。

令和2年度までは家庭から出た粗大ごみも埋立処分していましたが、令和3年度以降は

一部を民間事業者に委託処理しています。また、リサイクルコーナーから出たごみや小型家電（令和3年度以降）の埋立も行っています。



ごみ処理の課題

1 ごみの排出実態の把握

- ✓ 現在、計量機による正確なごみの搬入量や処分量が把握できていません。
- ✓ 正確なデータを蓄積するための設備導入や調査が必要です。

2 資源循環の促進

- ✓ 家庭ごみの15%が資源ごみであるため、分別の徹底が必要です。
- ✓ 市民への分別協力の呼びかけと、排出の利便性向上を検討します。
- ✓ プラスチックの資源化に向けた取り組みも検討します。

3 減量化と脱炭素への取り組み

- ✓ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、再生可能な資源への転換を検討します。
- ✓ 生ごみの再利用やプラスチック資源循環を推進し、環境に優しい処理を目指します。

4 安全で安定的なごみ処理体制の確保

- ✓ 埋立処分地の埋立可能期間が令和13年2月までとなっています。
- ✓ 次期施設の整備や分別区分の見直しを検討します。
- ✓ 周辺自治体との広域処理の可能性も検討します。
- ✓ 小型家電の発火・火災リスクに対応するため、収集・処理方法の見直しを検討します。

計画の基本理念と方針

Philosophy 基本理念

夕張の自然と共生し、
市民・事業者・行政がともに創る、
資源を循環させるまち

Policy 基本方針



方針1. ごみ排出量削減の推進

- ✓ 環境負荷を減らすために「3R＋Renewable（リニューアブル）」を推進していきます。これにより、家庭や事業から出るごみの量を減らすことを目指しています。



方針2. ごみ排出の実態把握と直接埋立の廃止も視野に入れた“環境に優しい処理”の実践

- ✓ データを蓄積し、実態把握と効果的な対策検討と実施に繋がります。
- ✓ プラスチックや生ごみ等の再利用で、環境に優しい処理を実践します。



方針3. 安全かつ安定的なごみ処理体制の確保

- ✓ リチウムイオン電池の発火リスクなどに対応し、安全なごみ処理体制の検討・確保を目指します。
- ✓ 災害時対応を含めた周辺自治体との連携などを検討します。



方針4. 市民・事業者との協働による資源循環型社会の構築

- ✓ 市民への分別協力の周知徹底を強化し、排出の利便性を向上させます。
- ✓ 事業者に対する、適正処理と分別の啓発で資源循環型社会を目指します。

Objective 計画目標

目標
令和
21年度

行動目標

実績データ収集体制の構築

- ごみ量の把握方法を見直します。
- 将来的に計量機を導入して正確なデータを収集します。
- 継続的なごみ質を把握するため、毎年ごみの組成調査を行う体制を整えます。

数値目標

ごみ排出量

現状(令和5年度)
1人1日あたり

1,761g/人・日

1,672g/人・日

5%以上削減

資源物の分別

家庭系資源分別協力率



49% → 50%

食品ロス削減（令和6年調査）

家庭系



混入率 6.5% ↓
組成割合の低減

事業系



混入率 34.6% ↓
組成割合の低減

計画の体系

基本理念

基本方針1

ごみ排出量削減の推進

基本方針2

ごみ排出の実態把握と直接埋立の廃止も視野に入れた“環境に優しい処理”の実践

基本方針3

安全かつ安定的なごみ処理体制の確保

基本方針4

市民・事業者との協働による資源循環型社会の構築

数値目標

<1人1日当たりごみ排出量>

●令和21年度(2039年度)
1人1日当たり 1,672g/人・日

基準年(令和5年度)に対し5%以上削減

<家庭系資源分別協力率>

●令和21年度(2039年度)
約50%

基準年(令和5年度)に対し約1ポイント増

行動目標

- 令和21年度(2039年度)
実績データ収集体制の構築
- ・ごみ量把握方法の見直し
 - ・将来的な計量機の導入による実績の把握と、毎年度の組成調査によるごみ質の把握を行う体制構築を目指す

参考指標

- 食品ロス(家庭系、事業系)の排出削減を目指す。
- ・実態把握が十分でないため、ごみ組成調査からそれぞれ一般ごみ中の組成割合を継続して把握
 - ・計画の見直し時に数値目標を検討
- <実績>(家庭系)6.5%(令和6年度)
(事業系)34.6%(令和6年度)

施策体系(概要)

<発生抑制・排出抑制計画>

- 【市民の取り組みに対する促進・支援】**
- ・家庭への排出抑制に関する情報提供・啓発の充実
 - ・NPO、ボランティア団体との連携・育成・支援
 - ・地区のネットワーク化、ごみ問題への意識向上のため、処理施設の見学会等の実施
- 【事業者の取り組みに対する促進・支援】**
- ・事業者への発生抑制に関する情報提供と指導の充実
 - ・環境に配慮している小売店・事業所等を市報等で紹介
- 【行政の率先行動】**
- ・ISO14001の認証取得を検討
 - ・庁内でのごみの排出抑制等への取り組み・情報公開
- 【新たな施策】**
- ・レジ袋の無償配布中止・有料化に関する検討(市民・事業者対象)

<資源化計画>

- 【市民の取り組みに対する促進・支援】**
- ・資源混入の削減、リサイクルに関する啓発
 - ・資源回収の情報提供
 - ・グリーンコンシューマー活動の推進
 - ・市民団体等との連携・育成・支援
 - ・集団回収の推進
- 【事業者の取り組みに対する促進・支援】**
- ・資源化事例等の情報提供
 - ・資源回収に係る啓発
 - ・資源回収実施事業者を市報等で紹介
- 【行政の率先行動】**
- ・再生品や環境に配慮した商品の積極的な購入・使用等
 - ・グリーンコンシューマーの模範となる行動
- 【新たな施策】**
- ・学校及び市民団体が行うリサイクル運動に関する情報提供等、支援の検討・実施
 - ・資源化・有効利用事例・効果等の研究、導入可能な施策の検討

<収集・運搬計画>

- 【ごみの収集・運搬計画】**
- ・適正かつ効率的な収集運搬体制の検討・実施
 - ・高齢化社会への対応
 - ・分別収集の用に供する施設の状況に応じた整備、更新
- 【事業系一般廃棄物】**
- ・事業者、許可業者によるごみの搬入の実施
 - ・資源の分別に関する個別指導
- 【不法投棄対策】**
- ・道との連携による適正化指導
 - ・市民・事業者による不法投棄監視・発見・通報等の協力を求める
 - ・不法投棄多発場所に関する対策の検討
- 【市で処理しないごみ】**
- ・処理困難物、家電・PC、産業廃棄物については収集、処理、処分を行わない

<ごみ処理計画>

- 【処理全般】**
- ・現在の収集、処理方法の継続
 - ・事業系ごみ(一部の生ごみ)の汚泥再生処理センターでの処理・資源化
- 【収集運搬】**
- ・環境に配慮した機材導入を業者に適宜提案
- 【中間処理計画】**
- ・施設の機材整備について、長期使用に向けた維持管理の実施
- 【最終処分計画】**
- ・富野じん芥処分地の延命化対応の実施
 - ・定期的な整備による機能維持、必要に応じた改修、補修の実施
- 【広域化計画】**
- ・周辺市町、一部事務組合との緊急時の相互支援体制の確立
 - ・道の広域化計画等の動向の注視、周辺自治体との広域処理に係る検討

<その他計画>

- 【環境教育への取り組み】**
- ・市内小・中学校との連携による環境教育の推進
 - ・市民の環境教育に関わる生涯学習機会の提供
 - ・市民・事業者への情報提供や意見の聴取
- 【費用負担の適正化】**
- ・事業系ごみの処理費用の適正化
 - ・家庭系・事業系での異なる処理料金設定の検討
 - ・清掃事業費の低減に関する方法等について検討
 - ・効率のかつ適正なごみ処理経費の検討
- 【環境保全対策】**
- ・ごみ処理施設の公害防止基準の遵守
 - ・環境配慮型の収集車両導入の検討
- 【関係機関との連携】**
- ・災害時における対応マニュアル、警察等への連絡体制の確立の検討
 - ・処理施設故障時等の近隣市町村との相互支援体制等について検討
 - ・医療系一般廃棄物処理に係る医療機関との協体制構築への検討
 - ・適正処理困難物の処理に係る関係業界への要請
 - ・高齢化社会への対応に係る検討
 - ・減量化・資源化への配慮等に係る国、道、関係機関等への働きかけ

<食品ロス削減推進計画>

- 【生ごみ、食品ロス削減に関する事例調査及び効果の検証等、減量に向けた施策の検討】**
- ・生ごみの排出抑制に係る先進事例等の調査、食品ロス発生量の調査等の実施
 - ・食品ロス減量化施策の検討・実施
- 【市民が実践できる生ごみ、食品ロス削減への取り組み支援】**
- ・市民や子どもたちへの食品ロス、生ごみ減量に係る情報提供
- 【事業者が行う食品ロス削減に関する取り組み等への対応】**
- ・「食べ残しゼロ推進店」の登録、取り組み内容、先進的事例等についての情報共有
 - ・事業者による災害時用備蓄食料の期限切れ前の配布、事業での活用促進
- 【汚泥再生処理センターでの生ごみ資源化(肥料化)】**
- ・汚泥再生処理センターでの一部生ごみの再資源化(肥料化)を継続
 - ・同センターでの生ごみ処理対象として家庭系一般ごみも含める方向で検討

4 生活排水処理基本計画

Philosophy 基本理念

健康で文化的な生活を営むため、生活雑排水を適切に処理し、
清浄な水が流れる豊かな自然環境を守り、清潔かつ衛生的な生活
環境を確保することを目指します。

Policy 基本方針



方針1. 適正な生活排水処理の推進

- ✓ 夕張市汚泥再生処理センターは、適切な運用と維持管理で安定した排水処理を継続します。
- ✓ 生活雑排水の汚濁負荷を低減し、公共水域の水質保全に努めます。



方針2. 合理的な排水処理システムの整備

- ✓ 生活雑排水の汚濁負荷を低減し、公共水域の水質保全に努めます。



方針3. 資源循環の推進

- ✓ 汚泥や生ごみなどの有機性廃棄物を適切に処理し、再生利用を促進して循環型社会の構築に貢献します。



方針4. 市民・事業者との協働による水環境保全

- ✓ 市民や事業者へ、適正な排水処理の重要性を啓発し、生活排水対策の意識を高めます。
- ✓ 生活雑排水の適正処理のため、油や食品くずを流さないなど家庭での対策を促進します。

Objective 達成目標

夕張市では、汚泥再生処理センターにおいて適正な処理を継続し、合併処理浄化槽の適切な維持管理と設置促進を通じて、生活環境の保全に努めています。生ごみなどの有機性廃棄物の再生利用を推進し、循環型社会の構築を目指しています。

また、私たちの地域の未来をより良くする

ために、新しい計画目標期間を設定しました。この計画は、令和7年度から始まり、15年間にわたって実施されます。計画の目標年次は令和21年度です。

計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行うために、令和11年度、令和16年度と5年ごとに検討を行います。

計画目標年次
令和
21年度

生活排水処理の目標

現在(令和5年度)

生活排水処理率

53%

目標年次(令和21年度)

生活排水処理率

58%以上

※生活排水処理率：市全体の人口のうち、公共下水道及び合併処理浄化槽で処理を行っている人口の割合

